

第 5 回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和 7 年 7 月 1 1 日（金） 午後 1 時 0 0 分
出席議員	委 員 長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委 員：工藤 久司 委 員：池亀 豊 委 員：吉元 健人
欠席議員	委 員：田原 宗憲
事務局職員	局 長：桑野 智 係 長：瀬戸 美里

午後1時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、お疲れさまです。ただいまから第5回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

開会に当たり、傍聴者の方にお願ひがあります。傍聴席に掲示しています、傍聴席の注意事項の御確認をして、遵守のほうよろしくお願ひをいたします。

また、大変暑うございます。熱中症予防のため、飲み物については許可をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

開会に当たり、今日の議題に入る前に、私のほうから皆さんに報告というか、お願ひがあります。何点かありますので、よろしくお願ひをいたします。

まず最初に、先日、現地調査、現地視察に行こうということで準備をしていましたが、現地調査、現地視察については、この百条委員会においてはしないほうがいいんじゃないかという御意見がありました。

いろいろと調べた結果、一つは検査権、議会に与えられている権限の一つ、検査権でいろいろな書類のチェックをし、内容を精査するという検査権なんです。検査権で1つ問題が、あくまでも書面で資料要求等行って、その検査を行うということが大前提であるもので、現地検査、例えば税務課のところに行って、直接そこで書類を出してくれというふうなことはできないというふうになっています。

そういう場合は監査委員さんのほうにお願ひをして、監査請求という形で、監査請求権というのが議会にありますので、監査請求での依頼をかけるということがあります。

この現地視察についてはどうなのかということで、そこで書類を出してもらったりとか、そこで直接内容を確認をすることというのはあまりないんで、ほぼ見るだけであれば問題はないんじゃないかということで、全国議長会のほうに確認をすれば、あまり問題はないんじゃないか、福岡県議会とか第一法規のほうは、少しどうなのかというような意見があったようです。

ほかの議会も百条委員会を設置したところで、いろいろと確認をしたら、基本的に必要な書類は全て執行部のほうに準備をしていただく。例えば現地で見たいものがあれば写真を撮ってきてもらおうとか、そういう形ではそれはやっているということで、百条委員会で現地視察をした例があまりないということが状況でありましたので、今回の現地視察については見送りをしたというふうな状況です。

その代わりに、先日確認をしたいというふうに言っていた資料につきましては、本日、皆さんにお配りしていますポンプ、Vベルト、オイル交換、フロート、放流ポンプの写真、内容については、全て皆様方に配付をしていますので、現地調査をしたのとあまり変わりのない内容が見られるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

今後につきましても、この点については慎重にしていきたいなと思います。検査権の乱用になるとおかしくなりますんで、そこのところについては注意をしながらしたほうがいいかなということで、資料請求という形で進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと再度の話になりますが、百条委員会の注意点ということでお話をさせていただきたいと思います。百条委員会の調査権の目的は、あくまでも地方公共団体で起こった不祥事等に対し、原因、組織の関係、人事の管理の問題がなかったかとか、背景はどのようなものか、事務の執行が適正に行われたか、今後どのようにすれば、このような問題が起きないのか、体制をどう築くことができるのか、再発防止をどうすればよいのかということを考慮し、調査をするということが目的となります。

地方公共団体で起こった不祥事等の責任者を捜す、犯人捜しのようなものがこの百条委員会ではないということだけは御理解をください。

ただし、結果的に責任の所在が分かってくるということはいいかと思います。どこに問題があったのかという調査をすれば、おのずと誰がということは出てくる可能性はありますが、あくまでも誰がということを前提に調査はしないということを御理解をください。あくまでも調査権の行使であって、犯人捜しのような捜査権ではない、捜査ではないということは御理解をください。

それと、事務に関してというか、百条委員会に調査権の中で、あくまでも地方公共団体、役場、執行側の調査はもちろんのことですが、法定受託事務、委託した業者の内容も調査の対象となるということで御理解をお願いしたい。

それと、5つの問題点があります。1つは目的上の制約、あくまでも今回は、題名にありますように、特定業者との随意契約に関する調査でありますんで、それ以外の調査に関しては、この委員会の対象にならないということがまず1点。

もう一つは司法権、早く言えば裁判所です。司法権との関係がありますんで、裁判所が判断をする、また判断をした結果をここでどうこうというような協議をすることは、適切ではないということになります。

それと、検察権の関係です。先ほど言ったように、あくまでもこれは調査であって、捜査ではないということになりますんで、検察権、捜査権の関係とも注意をしながら、この調査に当たらなければいけないということです。

それと執行部との関係です。執行部の中に町長の裁量権というのがあります。今回であれば決裁の関係で、課長、副町長、町長の決裁の権限がいろいろとあります。その権限の中で問題がなければ、そこを追及するというのは、基本的にはおかしいことになりますんで、逸脱しないところで、協議、調査を行っていただきたいということとがまず1点です。

それと、最終的、最後、基本的人権の関係です。あくまでも憲法で保障されている個人の思想、信条、信教に係る領域については、百条委員会の百条調査権の対象外となるということだけ御理解をください。あくまでも秘密やプライバシーに関する事項の暴露になるための百条の調査というのはできませんので、その点を注意をしていただきたいというふうに思います。

それと、最後になります。会議中の発言についてです。行政調査で先ほども言ったように、捜査ではないという認識を持って、あくまでも調査ということで発言をしてください。

今後、今日の資料も特にそうなのですが、いろいろな、これから先、業者名が出てきます。今回の調査はあくまでも不適切なというか、過剰に問題のあるというか、特定業者ということをしている点がありますので、特定業者とこちらが認定されない業者の方等がおられた場合は、もしここでいろいろな名前が出てきて、風評被害等あった場合、大変な問題になる可能性もありますので、その風評被害等も考慮して発言をお願いをしたい。

今日の資料については、名前を書いている部分と資料の中で黄色の部分でした部分で、番号で言える部分もありますので、その点を考慮しながら発言をお願いをしたいというふうに思います。

発言は議員それぞれの責任において、責任あるということになることも考えられますので、発言については十分注意をして発言をお願いをしたいというふうに思います。

これは最初の段階で、いろいろとお話をしていたところの再度の確認ということで、御理解をお願いをいたします。

それでは早速、協議に入っていきたいと思います。協議事項で記録提出資料について、7月4日提出分ということで、これみんな配ったんかね、局長、配ったよね。

○事務局長（桑野 智君） はい。みんな配付しています。

○委員長（武道 修司君） 皆さんにお配りして、全体の資料をお配りしたと思います。今日、この集計だけを抜粋をして、瀬戸さんのほうで黄色の帯を引っ張っていただいている線です。これが集計表になります。この集計表を見ていただいて、特に施設修繕費については、上位5者のところで20番という業者がどれも多い。

支出に関しても、全体を見ても、令和4年が105件、次の8番の業者は60件というふうな差があります。令和5年については、同じように20番の業者が123件の支出、次が51番の業者が79件。令和6年度については、20番の業者が83件、2番目に51番の業者が65件というふうになっています。

件数を見ても、多いというのも分かるんですが、その横の金額、令和4年が一番多い20番の業者が105件で2,596万360円、59万6,360円。2番目の8番の業者が60件で411万986円ということで5倍の、1位と2位の差が5倍以上ある。

単価にすると、片一方は10万円以下、これから下の順位のところはほとんど10万円以下で

すが、約20万円ぐらいの単価になる。同じように令和5年についても1,900万円、約2,000万円です。1,986万2,826円ということで約2,000万円。2位が611万1,000円ということで、1位と2位との差が約4倍まではありませんけど、4倍近くある。

同じように、単価にしても同じようなことが傾向として見られる。令和6年については、件数は少しひっついたのかなという感じはしますが、金額は2,454万8,000円、54万円、2,405万4,745円で83件ということで、単価が20万円を大きく超えていつている。

2番目の業者については414万2,604円で65件ということで、単価とすれば10万円以下になっているということで、この3年間の4年、5年、6年の1位の業者については、2位との差があまりにも極端に開いているということが、集計表のほうで分かるのかなというふうに思います。

あと物品修繕費で、自動車関係の会社や施設管理委託料で、警備保障の関係とか、そういうものもありますが、一番見て分かりやすいというか、差があまりにもつき過ぎているなというのが、この施設修繕費というところになるのかなというふうに思っています。

見方とすれば、そういうふうな見方をしていただければ、この資料の先日配った分の、ただ単にこれ番号を黄色の帯でしているだけですから、今日御意見を出していただくのに、注意して発言をしやすいのかなということで、この資料を瀬戸さんのほうでつくっていただいたという状況です。

それで、協議事項の最初の、先日のこの資料について、何か御意見があればお願いをしたいというふうに思います。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 短い期間の中でこれだけ。

○委員長（武道 修司君） ごめん、入ってなかった、スイッチ。

○委員（13番 吉元 健人君） 大丈夫ですか。進めていいですか。

○委員長（武道 修司君） 今入った。

○委員（13番 吉元 健人君） 短時間でありがとうございます。ここまで分かりやすくなったと思いますし、すみません、僕、エアコン当たり過ぎて、声が出にくいので聞き取りづらいかもしれないですけど、別に風邪引いているわけじゃないです。

最初から、僕と田原議員が最初に問題点として、6月議会での一般質問で始めた内容なんですけども、ここまで深く掘り下げて数字に落としてみると、予想以上の数が今現状で出ていると僕は認識しています。

当初、数じゃないだろうとか、いろんな意見はありましたけれども、数云々かんぬん以外より、金額も通常の2番手、3番手の業者さんよりも20番の業者さんが5倍、6倍の金額を修繕費用でやっている。それプラス管理委託料を含めれば、約1億円までは届かないものの、年間

7,000万円から8,000万円ぐらいの業務委託をプラスすればやっているという内容が、突出してないかと言えば、僕はしていると思いますので、百条委員会を設置させていただきました。

数字的に見てみると、1番、修繕費のところだけで見ますと、1番のこれ数で拾っているんですけど、金額的にもずっと1番ですし、2番、3番、4番、5番というのは多少前後している部分が業者はあるんです。数も、専門的な部分を入れれば、そうなってくるのかなとは思いますが、どこが専門な、逆に20番が専門的な業者でいうのも明確ではないので、その辺をしっかりと調べていきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 表にさせていただいて、私もざっくり調べてきたんですが、非常に多かったなという印象があります。ざっくり見ますと、この20番の業者さんはいろんなところに、言えば貢献はしているんだろうという見方もできるんだろうとは思いますが、大体その会社の営業品目って何なのかなっていうのは非常にちょっと、施設管理もあるし、ここに庁用備品や器具の中で、これがそういう機械系のものなのかなとは思いますが、中には、業者さんの中には、書店的な人も結構入っている中に、この会社の名前があるんで、この会社の営業品目なんかはどんなのかをちょっと、法務局に行ったら分かるんでしょうけど、どんな品目をしているのか、いろんなところに入っているんで、というのもちょっとこう気になるなという点がいろんなところに、すごく満遍なくとは言いませんが、入っている業者さんなので、そこも踏まえてちょっと調査をしたいなと、この表を見て思いました。

○委員長（武道 修司君） 今、工藤委員の内容でいくと、この業者、20番の業者の内容がどのような業種、どのような仕事をということが分からない部分もあるというようなことだったと思います。

それで、事務局のほうから法務局のほうに登記簿謄本、登記簿じゃない、何ていうか。（「会社の登記簿謄本」と呼ぶ者あり）

○委員（13番 吉元 健人君） 5月でいいなら僕、上げていますけど、提出しましょうか。5月分ではけりゃ。

○委員長（武道 修司君） いやいや、それは何になるか、登記簿謄本か、謄本ですね。（発言する者あり）分かりますよね。事務局のほうで次回までに、その分の書類を用意をお願いをしたいと思います。協議の中で、その資料でまた皆さんで判断していただければというふうに思います。

ほかに。いいですか。この一覧表に関してはよろしいですか。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 今回、瀬戸さんがまとめていただいた上下水道の、この20番の業者さんの合計金額というのは出ていましたかね。

○委員長（武道 修司君） 一番後ろ、上下水道課の。

○委員（５番 工藤 久司君） 項目別の合計は出ているけども、全体の金額というのは。（「科目も全部足してということ」と呼ぶ者あり）２０番さんがこの表で。（「足さない」と呼ぶ者あり）これは幾らなのかなという。

○委員長（武道 修司君） その２０番の業者の方の合計は出ていませんので、あくまでも今回は上位５者ということでの数字を出していますんで、特定のというか番号で、この業者の数字がというのがあれば、事務局のほうで集計をお願いをしたいと思います。後日というか、分かる。

○委員（１３番 吉元 健人君） 分かるのと分からない分があるので。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（１３番 吉元 健人君） 全体の合計は、すみません、今資料的に持ってきてないという、計算はしたんですけど、持ってきてません。というのが、手数料がこの中入ってないので、手数料も項目で拾うと、結構な金額と件数あるんですよ。そこも踏まえて入れないと、随意契約の中での項目で手数料割れしている部分が全体の３割ぐらいありそうなんで、その辺も上位で出すのか、２０番の業者だけで出していただくのか、それをしないと正式な数量は出ないと思うので、できればお願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） これは後ほど、事務打合せの中で、資料をもう少し細かく見ながら、どの分析、どの資料を出すかというのは、事務打合せの中で打合せをし、事務局のほうから資料請求を、手続をしていただくようにしたいというふうに思います。

ほかに。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、集計の話が出たんで、私も現時点で気がついたことだけ申し上げます。

今日の配付の集計表の最終ページが、上下水道課のみの集計なんです。御覧いただいたら分かると思います。

○委員長（武道 修司君） ３ページじゃね。

○副委員長（宗 裕君） 一番最後です。その前は上水道でしょう。上下水道課は上水道会計と下水道会計に分かれているから、別々に集計してくださっているみたいなんで、ごめんなさい。そうですね。最後の３ページが下水道関係で、その中で２０番の業者さんは、前のほうにもちょっとだけ出てくるんですけど、主に最終ページに出てくるんですよ。御覧いただいたら分かるんですけど。

それで、そもそもの今回の問題の発端になった吉元議員の情報開示の資料を、前回か前々回の委員会で、私が一覧表にして集計したやつを皆さんにお配りしていると思うんですけど、それと

比べると、こっちのほうが少ないんです。

ですから、これはあくまで全ての予算項目の節に関してではなくて、多分この節に入っているだろうというのを、何でしたっけ、委員長、幾つか、3つか4つ、ピックアップしたやつですから、多分漏れている分があるみたいなんで、これ予備調査ですから仕方がないですけど、今後ちょっと数字が合わないところとかも確認していきたいと思いますんで、今は、今日は指摘だけです。

○委員長（武道 修司君） そういうふうな資料の出し方、集計の仕方によって若干ずれは出てくると思いますんで、今後、細かいところの数字、内容の資料については、事務打合せの中で準備をしていきながら、開示をしていきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

○副委員長（宗 裕君） よろしくお願ひします。

○委員長（武道 修司君） 集計表についてはよろしいでしょうか。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） 次に、次のというか、次の準備のための話になるんですが、その前に今日資料を提出をさせてもらっています。先日の現地調査に行こうかということで、行かなかった部分の資料を、本日提出してもらっていますんで、それを見ていただければと思います。

まず、ポンプについてです。ポンプについては、令和4年の納入時の写真と製品のカタログを提出をしてもらっています。予備在庫品なんで、令和4年に入ったまま、そのまま直しているということです。

だから、これも随意契約に当たる、緊急性があったのかという部分で、先日からの指摘の問題は残るのかなと。約3年間保存をしている品物が、緊急性を伴うものだったのかどうなのかという部分があります。

それと、次はVベルトの関係です。Vベルトのほうもいろいろと写真をつけていただいています。全部で五、六本ぐらいあったんかな。同じように令和4年です。たまたま私も元農協で、農機具担当でVベルトの交換とかよくしていましたし、農業の整備士の免許を持っていますんで、どういうふうな手間がかかるかということは、ある程度理解はできます。

今回のこの写真を見るに当たり、作業場、作業するのにすごく狭くて、ほかのものを動かさないと作業ができないとか、あとVベルトを交換するのに、ほかの部品を撤去しないとできないとかいう部分があれば、経費は当然かかるんですけど、今回のこの資料の中身については、作業場とすればかなり広い作業場があって、なおかつVベルトの交換については全てカバーのみ。留まっているねじ4つないし5つ、少なけりゃ3つとかで、のければそのままプーリーが出てきて、Vベルトも出てくるというふうなことになりますんで、これについても分析をしていきたい

なというふうに思います。

1本の昇降関係のVベルトについては3本ですか、4本ですか、同じところにかかっているようなものもあります。4本ですか。その分に関しても、作業場も広く、作業がしにくいというふうな状況ではないなというふうには、この写真から見ると推察ができるというふうな状況です。

あとモーターからコンプレッサーにつながっているVベルトについても、亀裂が入って交換をしないといけないという写真がありますんで、これははっきりと分かりますが、場所的には全然そんなに難しい場所とは思えないような箇所かなというふうに思っていますんで、これが実際手数料とのバランスがどうなのかということを、確認をしていきたいというふうに思います。

それと次が、自家発電機のオイル交換ということで、これは毎年、令和4年、5年、6年、やられています。全てエレメント、オイル、クーラントの交換とエア抜き等の写真が入ってきています。

多分、日頃、この自家発電機というのはほぼ使うことはない、回ることがほぼないものではないかと思えますんで、多分オイル交換をする前、オイル交換した後にエンジンは一旦回しているのではないかなというふうに思われます。

それでエア抜きがあるのかな。通常、燃料が切れない以上はエア抜きをするということもないんですが、今回エア抜きも入っているということで、そういうような作業工程のものが載っているというふうな状況です。

それと次に、フロートの写真です。石町浄水場、貯水場のものです。これは既に交換をして中に入り込んでいますんで、当時の写真しかありません。当時の写真で交換をしましたよというのが分かるというふうな状況であります。フロートについては、そのような感じになっています。

それと放流ポンプについては、一番最後のほうになりますけど、4つ、2つか、放流ポンプの第1、第2というのがあるということで、これは設置をしているということで載っています。

この放流ポンプなんですが、当初、上にポンプがあって、上のポンプを交換したのかなというふうに思っていたんですが、これ両方とも水中ポンプでした。水の中に入り込んでいる、特に下水の中に入り込んでいるという中でのポンプというふうな交換でされているというふうな状況です。

以上が1番の流入ポンプから5番の放流ポンプまでの写真と資料ということになります。

皆さんのほうから、この資料で何か御質問ありますか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 分かりやすい資料、ありがとうございます。2番目のVベルトの件は、いろんな状況もあると思うんですけども、適切な価格だったのかというのは、委員長のおっしゃっていたとおり、しっかり調べていただきたいと思うのと同時に、3番目の、先ほど委員長、始まる前に委員長からオイルの量、分かるならというふうに調べましたが、日産のアト

ラス製のエンジンを使った、独自に安川さんがつくったディーゼル発電機なんです。

一応、照らし合わせの部分で使えると思ったので、アトラスの5,900ccのディーゼルエンジンと多分併用して使われているものなので、そのオイルの量が大体、仕様によって違いますが、9リッターから12リッターの間で行うというふうにメーカーの指定になっていましたので、一応報告で伝えておきます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。ということで20リッターのオイルを購入しているということになれば、残りの分を在庫で持たれているのかどうかという確認をする必要がありますんで、その点については、また後日、上下水道課のほうに確認をして調査を進めていきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 現地調査は残念ながら、視察は中止になってしまいましたが、分かりやすい写真を提出していただいているんで、今回はこれで十分だったと思っていますが、この資料、要望がございます。現地に行くよりも、むしろ実際に施工したときの写真が出ているんで、むしろ分かりやすかったと思っていますが、関係箇所の写真であることは分かるんですが、今、今回は主に契約、それぞれの契約が適正かということを我々、見ているわけですけど、この写真に上がっている分と契約の対応関係が私、よく分からないんです。

ですから、この資料を提出した部局に再度問合せをしていただいて、この写真とこの契約は対応するんだということを提出していただかないと、私、これ見る限りは、例えば9万9,000円で何かの契約しているけど、この現場であることは間違いはないけど、複数の作業の写真になっている可能性もあるかもしれんなと思っていますんで、そこはちょっと問い合わせただけじゃないですか。ここの写真と情報開示で上がってきた、どの契約が対応するのかが、私、はっきり確信を持って読み取れなかったんで、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 先日、契約の何ページになるんやったかな、ページは。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、追加で発言させてもらってもいいですか。

○委員長（武道 修司君） 先にしてください。ページ、探します。どうぞ、いいですよ。

○副委員長（宗 裕君） 委員会から問い合わせたときは、この契約に関連する写真を提出してくれみたいな問合せを多分しているんじゃないかと思うんですが、ここに上がってきた正式な公文書である報告には、どの契約に対応するというのが明記していないんですよ。だから、こちらが勝手に解釈して間違えると大変なことになるんで、改めてこの提出した人に、この契約に対応するんですというのはやっぱり提出してもらわないと、思い込みで判断するとまずいなど。それで、先ほどの要望を出しました。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。まず、気がついたところからいきます。自家発電の発電機のエンジン点検については、令和4年が12月26日の分です。令和5年度は、令和6年の3月12日に変えた自家発電機エンジン点検。名称が若干違いますけど、基本的には同じものだろうと思います。

それとあと同じように、今度、オイル交換という形であります。エンジン点検とオイル交換とかいう言葉でちょっと変わってますけど、令和6年度は、令和7年3月7日にされているというところの、エンジンオイルについては3つの資料です。

Vベルトについては、宗さんがつくっていただいた集計表の13番、令和4年の13番のコンポスト施設のVベルト修繕ということで、これはこの資料をつけて全部提出をしていただいていますんで、これとずれがあるということは、まず基本的にはないというふうに御理解ください。

あと流入ポンプ、流出ポンプ、放流ポンプがこの中に全てありますんで、その中で併せれば、それ以外のものを出してもらうようにはしてませんので、そもそもこの元の資料をお渡しして、この分の写真と内容をということを出してもらっていますから、ずれるということとはほぼないというふうに御理解ください。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 安心いたしました。そこまで丁寧に照会をかけてあるんなら間違いはないかと思うんで、会議終了後、事務局でその照会をかけた文書を私が見れば済むことなんで、時間を取らせて申し訳ありませんでした。

○委員長（武道 修司君） 今、宗委員からありましたように、それぞれの文書がありますが、細かい作業工程、作業でどれだけの作業工程があって、それがどれだけの単価だったのかというものはありません。その点について資料請求でできるのか、それとも次回説明に来ていただいて説明してもらうのかというのは、また事務打合せの中で協議をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、上下水道課の資料提出の件については、以上で終わりたいというふうに思います。

次に、今日の一番の課題であります、都市政策課の事務についてということで進めていきたいと思います。

これは宗委員のほうから説明してもらったほうがいいかね。

○副委員長（宗 裕君） 最初に私が作成した資料の見方ということで発言を（ ）。

○委員長（武道 修司君） 宗委員のほうから説明、お願いをいたします。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 何度も申し上げますけど、今回の調査は、吉元議員が個人で、もう既に1,000ページ以上の情報開示を行っているんだと思いますが、その情報開示を基に始まった話で、私も1,000ページ以上の情報開示の文書、拝見はさせていただきましたけど、ぱらぱらと見ても全く全体像がつかめないんで、本日はその中から都市政策課の分だけ抜き出し

て、なおかつ日付順に並べて、どういう内容かという概要、また起案者は誰か、また金額は幾らかという一覧表をつけて、日付順にまとめたものが本日配付の資料でございます。

前回、見にくかったんで、今回工夫しまして、ページ番号は上の真ん中につけておりますんで、前回より見やすくなったんじゃないかと思います。

最終ページを見ていただければ分かるんですが、資料自体は、今回は全部で89ページです。またその89ページの一覧表を一番最初につけております。

この一覧表見ていただければ分かるんですが、1枚目は令和4年度分です。44件、合計で約390万円。1枚めくっていただくと、令和5年度分、令和6年度分は若干数が少なくなっております、令和5年は22件、220万円、令和6年は17件、140万円というのが全体像でございます。

あと一覧表は、一番左にR40418というのは、令和4年4月18日ということでございます。それで年度ごとの、これは書類によって違うんですが、最初に書類が起案あるいは起票された最初の日付を入れております。ですから、完了日付とは異なりますから、完了日だとか支払い日は多少前後しているかもしれませんが、書類の手続は全てこの日付から始まっております。

その次の欄は、一応どういう内容だったかというのを、概要を私が抜き出したものなんで、長く書くと見にくくなるんで、省略して書いておりますんで、参考程度に見てください。

次の1、2、3、4で始まっている番号が、これがページ番号です。ですから、内容はそのページ番号で、該当ページを見ていただければ、直接全て確認できると思います。次の欄は当然金額でございます。契約金額、支払金額でございます。

そして、その次に住所とか名称が書いてあるのは、今回の都市政策課さんの分は、どうもほとんどが町営団地、町営住宅の何らかの契約だったものですから、それをどこの、あるいは部屋番号が書いてあれば、どの部屋かって分かるところまで抜き出しております。

一番右の人物名は、この書類を最初に起票、起案した担当者の名前を参考までに上げております。これがまず基本的な見方です。

それと、タイトルに書いておりますが、10万円以下の少額の随意契約は、通常どこも1者見積りですが、10万円以上の分も幾つかあったんですが、起案書では何らかの理由をつけて1者見積りというふうにされていたんで、結果的には全て当該企業の1者見積りです。今回、都市政策課の分については、複数見積りのものは一切ございませんでした。

あと、ますに網かけしているところがあるじゃないですか。これは全く私の主観なんですけど、参考になるかと思って、注意マークでつけております。ページ番号の横のやつは、軽口をたたいて申し訳ありませんが、いわゆる9万9,000円、均一制の金額でございます。

その次の金額の横に網かけをつけているのは、これは全く私の主観なんですけど、ぱっと見て、

実は私、仕事が個人的にも賃貸住宅の管理をしているものですから、非常に近い仕事をしているものですから、個人的にこの内容でこの金額というのは詳しく説明を聞かないとちょっと分からないという、金額と内容に要注意というやつに印をつけております。

さらに、ここ2列になっていて、所在地の頭にもう一個、ついているじゃないですか。これは2列目の、網かけでいうと3列目。これは、こうやって一覧表にされていて気がついたんです。日付をちょっとだけずらして、同じ部屋番号が出てくるんですよ。

例えば具体的に申し上げますと、12ページと13ページ、同じ上築城の60の402号室なんです。日付はほんの僅か、12日ですけど、ちょっと相前後して同じ部屋が出ている。そういうのが結構あるんです。ほんのちょっと空いていたりするから。

同じ部屋を連続して発注しているんで、これも内容をよく聞かないと、本来であれば一括発注すべきものを10万円以下にするために分割した可能性は、やっぱり疑問は持てるんで、もちろん内容を説明していただいて、納得いく理由であればいいんですけど、ですからこれもそう断定しているわけではないです。近い日付で同じ部屋が出てくるところに注意喚起ということで網かけをしております。

あと1枚めくっていただいて星印は、これは相当日付は、年度も違って日付は離れているんですけど、同じ箇所の雨漏り修理みたい、あるいは何か屋根を同じように扱っているんで、何かなと思ってつけている。

ですから、今の印づけに関しては、私の主観でございますから、それを差し引いて見ていただければと思います。

あとはやっぱりこうやって順番どおりに並べると、自画自賛ですが、分かりやすいなと思っていて、委員会で御活用いただければと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。今頂いたんで、これを資料をとというのなかなか。

○副委員長（宗 裕君） 事前配置したかったんですけど、申し訳ない。今日午前中、やっと出来上がった。

○委員長（武道 修司君） いえいえ、あれですけど、これで一覧表でぽっと見ただけで、例えば令和4年の話をすれば、令和4年のこの業者の件数が44件、44件の仕事をしているにもかかわらずというか、その仕事内容で16件が9万9,000円。半分近くが、半分までいかない、3分の1ぐらい、3分の1もないんか。3分の1はあるね、が9万9,000円で、同じネットであれば、同じ金額というのは分かるんですけど、清掃とか修繕の枠とか、中身をチェックしないと分かりませんが、ネット、流し台、除草作業、雨漏り、床、特にこの床の、すみません、

29番、30番のところでは、10月の17日に床の9万9,000円があった後に、10月の27日に手数料で畳処分、10日後に。同じ部屋番号、一丁畑Aの104号。先ほど宗委員が言われたように、分割契約をした可能性がかなり高いというふうに思われる可能性はあります。

○副委員長（宗 裕君） 委員長。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 今回の委員長の発言を受けて、説明し忘れたことがありました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） この契約は、ほとんど修繕費で出されているんですが、一部手数料なんです。それで、修繕費は分かるんですけど、いろんな内容が手数料から出されているんで、あえてその内容のところに手数料から支出されている分は全部頭に手数料とつけております。ここに手数料、手数料と書いているのは、そういう意味です。手数料と書いてないのは、全部施設修繕費等から出ています。

ただ、何でこれが手数料から出るんだろうと、私は素朴な疑問を感じますし、最初に執行部から提出してもらった資料からも手数料は漏れているんで、手数料は着目すべきかなと思って、あえて書いとるんで、手数料というのはどの節から出ているかという意味であって、内容とは関係ないです。だから、そういう意味なんで、補足でございます。

○委員長（武道 修司君） そうですね。ここは資料請求も当然、どのような資料を取るのかというのがありますけど、場合によっては担当者に説明をしていただかないといけないということがかなりあるかなというふうに思いますんで、これも後ほどというか、事務打合せの中でしていきたいと思いますんで、よろしいですか。今ここで今決めるちゅうのはなかなか難しいだろうと思いますんで。内容のところ、事務打合せで、あと資料請求をどの分をするかという部分で、あと事務局のほうでまとめをしていただいて、資料請求したいというふうに思います。

ほかに何か気づいた点がありますか。いい。工藤委員、何かある。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 当初から言っているんですけども、この20番の業者さんが令和4年から多いのか、令和3年、令和2年、令和1年というのはどうだったのかという比較が非常にできないんで、令和4年以降は、全体的に見るとやはりすごくどの項目にも多く工事をしているなというのは分かるんですけども、それどこからどうなったんだろうというのは全然分からないんで、それは私が資料要求してもいいですけど、3年以降の分も。

○委員長（武道 修司君） 3年以前。

○委員（5番 工藤 久司君） 以前の分もちょっと見てみたいと思いますので、あれでしたら私が資料要求して。

○委員長（武道 修司君） もうこの委員会で。

○委員（５番 工藤 久司君） ちょっと見てみて、全体の比較をできればと思います。

○委員長（武道 修司君） ほかに。池亀委員。

○委員（１４番 池亀 豊君） 前回、回答を文書で求めた分ですけど、あれの分は今どうなっている。（「前回」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 前々回やったかね。（発言する者あり）何か質問したんがあったろう。

○事務局長（桑野 智君） まだもらってないです。質問。

○委員長（武道 修司君） なかったか、質問したの。

○事務局長（桑野 智君） この前の。

○委員長（武道 修司君） 質問した分ですよ。

○委員（１４番 池亀 豊君） 文書で回答欲しいと、求めているんですかね。

○事務局長（桑野 智君） あの分ですか。

○委員（１４番 池亀 豊君） 吉元委員がつくってきてくれた、あれの１番と２番。

○事務局長（桑野 智君） 一覧にされとった。照会でできてないです。

○委員長（武道 修司君） まだ回答来てないということね。

○事務局長（桑野 智君） 照会でできてないです。私のほうが照会してない。

○委員長（武道 修司君） 照会ができてない。

○事務局長（桑野 智君） はい。

○委員長（武道 修司君） まだできてない。事務局長、いい。

○事務局長（桑野 智君） はい。１番と２番のところの照会。

○委員長（武道 修司君） 資料が今ないけあれやけど、また後で、事務の打合せでまたやりましょう。

都市政策課の内容については、ちょっとこれ資料を今日お配りして、それぞれ皆さんで分析をしていただかないといけないと思いますが、どっちにしても担当者のお話を聞かざるを得ないのかなというふうに思います。

それで次回、どうしましょうか。都市政策課の担当者に説明員という形で来ていただくほうがいいのかなと思いますけど、それまでに皆さんのほうで中身を確認をしていただいて、質問等をまとめていただければなというふうにと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次回の会議については、都市政策課の、どうしますか、担当者、課長、（発言する者あり）今回、起案をしている人が何人もおられるんですよ。吉元委員。

○委員（１３番 吉元 健人君） すみません。４年度、５年度、６年度の中でざっと見ると、大

津さんの名前が一番多いかなというのと、もう一点は、多分課長が今期変わってますよね。6年度までなんで、前回の課長を呼べるのかどうかという確認もしないと、多分分かんないと思うんです。前回は多分首藤課長だと思いますし。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今のに関連して、通常、本会議の一般質問では、所管の質問に関しては、現在の担当課長が答えるというやり方ですとやっておりますが、今回、我々の調査は、過去に遡っての、今のところは主に書面の調査が中心ですけど、その書面、見た書面で分からない点を聞く、説明を聞くということですが、その辺は我々から指名してお願いすればいいわけですから、私もこのときに判をついていない今の担当課長に来てもらってもしょうがないと思っているんですよ。

だから、原則として、この起案書、決裁者の判このある人に、忙しいでしょうけど、来てくださいとお願いしないと。ですから、ここで説明員を求める場合は、その辺の考え方をどうするかという、我々の共通認識を整理すべきではないかなと思って発言させていただきました。

○委員長（武道 修司君） 今、宗委員から言われるように、もちろん分からない人に来てもらっても分からないんで、当時の課長にということになるかと思います。場合によっては、今回は都市政策は関係ありませんけど、まだ現職でおられるんで、退職とかされている場合は、その方にも参考人という形で来ていただくのか、証人喚問という形で来るのかというのは、その状況を見ながら判断をする。職員については説明員という格好で来ていただくという形になるかと思えますんで、当然当時の課長に来ていただくというふうな形になるかと思えます。

今回の令和4年、5年、6年については、前の課長が多分3年間おられたんやないかなと思いますけど、もし課長がまたがっているという場合があれば、その2人の課長ないし3人の課長とかにもなるかと思えます。

担当者に関しては何人かおられますけど、どうしましょうか。誰をというか、全員をというわけにはいかないと思うんですよ。（「呼んでも2人ですね」と呼ぶ者あり）

○委員（13番 吉元 健人君） 6年から多分変わっていると思うので。

○委員長（武道 修司君） 6年から変わっている。

○委員（13番 吉元 健人君） 大津さんの名前が。

○委員長（武道 修司君） 担当がね。

○委員（13番 吉元 健人君） 4年、5年は大津さんの名前は。（「そういうことなんですね」と呼ぶ者あり）6年は6年で成吉さんか、成吉さん（ ）というふうに分けて、年度で聞くのもありじゃないかなと思うんですが。

○委員長（武道 修司君） そのような形で出席の要請をしていきたいと思えます。この点について

ても、事務局長と相談をしていきたいと思います。

それと、今回の説明に關しての日程ですが、今日金曜日になりますんで、来週中にはできればしたいなというふうと思いますが、まず、皆さんの御都合はどうですか。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） 局長、逆に言うと、今日依頼かけて最短で次はいつ。

○委員長（武道 修司君） 木曜日ぐらいだね、早くて。当然、説明員の人に来ていただくのに、今日依頼をかけて月曜日、火曜日というわけにいきませんので、木曜日以降になるかなと。木曜日から金曜日。来週の木曜日、金曜日、事務局、何か予定が入ってますか。

○副委員長（宗 裕君） 公務入ってませんか。議会報委員会とか。

○委員長（武道 修司君） 公務は。

○委員（ 番 君） 水曜日か。

○委員長（武道 修司君） 水曜日、16日の水曜日は議会報と私が資産管理組合の議会が入りますんで、水曜日は駄目です。

○副委員長（宗 裕君） 私は木、金、大丈夫です。

○委員長（武道 修司君） 私も木、金は今のところ空いています。（「僕もいいです」「私は金曜日がいいです」と呼ぶ者あり）金曜日がいい。（「はい」と呼ぶ者あり）池亀委員は。

○委員（14番 池亀 豊君） 大丈夫です。

○委員長（武道 修司君） 取りあえず金曜日で調整してみましょう。あと当然これ職員の対応もありますんで、もしかしたら18か17になるかもしれません。そこは17か18で依頼をかけて、ここだけの会議じゃないんで、出てこられる方の担当者との問題もありますんで、調整をして日程を後日、皆さんに報告したいと思います。

また、傍聴者の方々もおられますが、ホームページのほうで、今回の開催の日には御報告をさせていただきたいと思いますんで、よろしくお願いをいたします。もしホームページじゃなくってということであれば、事務局のほうに連絡を、電話でも連絡いただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○事務局長（桑野 智君） 委員長、ごめんなさい。聞き漏らしちゃったんですけど、木曜になるかも、説明員さんとの日程調整の関係だと。

○委員長（武道 修司君） 木曜日になるかも、可能性もあるという。

○事務局長（桑野 智君） 分かりました。

○委員長（武道 修司君） 基本、金曜日で調整をしてもらって、もしかしたら金曜日は都合悪いよと、公務が入っているよとかあれば、木曜日になる可能性があるよと。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。前回の下水道系の件もそうですけど、こういうふうに次の段取りをして説明してもらおうという形に多分なっていこうかと思うんですけど

ども、次、17、18でやった場合、そのまま都市政策を1回、下水のように終わらせながら、よそに行くというイメージを持っているならば、次の週のどこかで次の課を決めていくとは思いますが、その辺の課を決めていけるのであればしときたいのと、24、25が僕ら政務活動で、まちづくりのほうで木、金いないので、その辺をずっと今金曜日で来ている分がずれると思うので、その辺も分かっている日にちが入っているので、その辺を考慮して、まだ時間があるなら、その辺まで打合せできてればなと思いました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 話の流れが、順番がおかしくなりましてすみません。一応都市政策課の事務についてということで、次回、都市政策課の職員の人に来ていただいて説明を聞くということで、この都市政策課の事務についての議題はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、その他の項に入ります。その他の項で、先ほどお話ししたように、回りの開催は18または17ということで、説明の職員との関係で決めたいと思います。

それと、その前の段階で次の、その次の説明をもし聞くということになると、来週早々、会議をしておかないと間に合わないということになりますんで、この都市政策課の話聞くのは、来週の木曜日か金曜日ですけど、来週の月曜日か火曜日、早々に1回事務の打合せを兼ねた会議をするかどうかですけど、だから打合せになりますんで、このような格好で公開という形じゃなくて、事務打合せということで、事務の関係をするのに1回集まっていたくというような形でもいいですか。正式なこの委員会ではありませんけど。（発言する者あり）今のような形の流れでいいですかね。そうしないと日程のスケジュールの関係はなかなか難しいと思いますんで、正式な委員会ではありませんけど、事務打合せをしたいというふうに思います。副委員長、いいですか。

○副委員長（宗 裕君） 委員長の采配に任せます。

○委員長（武道 修司君） よろしく願いいたします。（「それはいつ決めるの」と呼ぶ者あり）後でまたその事務、ほかに資料請求の関係もありますんで、これが終わった後に事務打合せを簡単にしたいと思いますんで、資料請求の関係とか、その事務打合せの中で、また次の事務打合せの日程を決めたいと思います。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 事務打合せの中に入ってくる可能性もあるんですけども、今さっき言わせてもらった下水道係のことについても、一応説明をしていただいています。議事録も残しています。百条委員会は どうして、今後どういうふうな取りまとめで、どういうふうなイメージで進めていくかというのが、ちょっと漠然とでも分からないので、全部の課をやってから中間とするのか。それとも何課に絞って、取りあえず、今やったのが下水、上下水と今度都市政策と3個ぐらいしてから、1回、この3つを含めてまとめをやるのかという流れがちょっと分か

らなかったで、その他で聞きたいなと思いました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。前も事務打合せというか、いろいろな雑談の中とか会議の中でもお話ししましたが、基本的に今、全部の資料が出てきています。この全部の資料を見た中で、そんなに問題はないだろうというところに関しては、全ての課を一つずつ全部チェックをするというのは、ほぼ不可能に近い量だろうと思います。

それで、明らかにこの数字が偏り過ぎているという部分を抽出して、その部分を主に調査をしていくということになっていくのかなというふうに思っています。

その調査内容で、先日の上下水道課と同じような疑義の残るものがほかの課にも出てくるようであれば、それを細かく精査していく。その細かく精査していった結果、どのような結果が出るのかという部分をまとめとして、中間報告ができればなというふうに思います。

その中間報告の後に、まだ疑義の状態、本当にそれが問題があったのかないのかという部分ありますんで、それが問題があったかないかをもう少し掘り下げる必要があるかなと。それは中間報告以降になるかと思っています。

その後、今日冒頭でも話したように、なぜそのような状況が起きたのかというものは、今は調査段階なので結論が出ていないから、なぜの分もまだ先の、これ憶測の話になってきますけど、もし偏り過ぎておかしいというものが出てくれば、なぜそのようなものが出てきたのか、なぜそういうようなことが起きたのか、その背景は何なのか。今後、町執行部として、どのような対応をしていくのかという部分も踏まえて調査をしていくという形になるかなと。

ただ、そこまでの段階まで今、調査内容が行っていません。今の調査内容で、おかしいのかおかしくないのかという部分を今調べているんで、おかしいという部分で疑義が残るようであれば、その先に行くと。問題がない、疑義がないじゃないかというふうになれば、それはその段階で報告をして終了というふうな形になるかなと思いますけど、先日の上下水道課の状況を見ると、そのような問題がないというような状況はないのかなというふうな状況にはなっているかと思っています。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。上下水道課の場合だと疑義がありで認識でいいですかね。僕はありの認識なんですけど。そういうところも皆さんと共有しておかないと難しいのかなと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） いや、ありだろうと思います。この前、ありという、課長も担当者も、基本的に分割契約ということもあったし、2者以上の見積りをしないとイケないものを1者で見積りをしていたという、特定の中身が分からなく、随意契約していたという部分もあったり、単価のチェックをしなくて何もなしで、ほかの一般的な金額とかも参考もしていなくて契約を

したという事実がもう既に出てきていますんで、その部分だけでも事務的にはどうなのかなという部分と、当然上下水道課だけの問題ではありませんので、全体に関わってくる問題ですから、ほかの件数が多いところ、特にこの9万9,000円という金額の多い課については調査をしていて、その結果を踏まえて全体像のチェックというか、全体像、なぜというところに踏み込んでいかないといけないのかなというふうに思っています。

だから、今の現時点で問題が全然なかったというふうな状況にはなっていないことは、多分皆さん、認識をされていると思いますんで、あとはそこだけなのかどうなのかという部分です。今から調査になるかと思います。よろしいですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の問題に関連して、委員長は立場があって言いにくいところもあるかと思うんで、私からも発言させてください。これは私の個人的意見であります、今後のスケジュールとか、どこまでを我々が調査の対象にするのかというのは、誰も見えていないと思うんです。もう少し調査を進めれば、もうこの範囲だよねというのがおのずから見えてくると思うんですけど、ですから、もうここは重点的に調査をしたいという優先順位をつけて、担当者に来てもらって進めていくしかならうと。

ただ、9月議会には、私個人としては、最終結論じゃなくても、何らかの中間報告はすべき、あるいはしたいと思っとなんで、限られたスケジュールの中でできる範囲をどう絞り込んでいくというのは、これから皆様と協議したいと個人的には思っております。

あと、今日傍聴の方もいらっしゃって、一体今、どこまでの話になっているかというのは、非常にまだ断定できるものは何もないんで、分かりにくいと思うんで、私の個人的主観ということで取りまとめをしゃべらせてもらってもいいですか。

私も当初吉元議員、今欠席は田原議員、欠席しておりますけど、一般質問から始まった話で、そのときに一般質問だけでは確信は持てなかったんですが、今日の集計表を見ても、20番の業者さんは件数でも突出、金額に関しては単年度に2,000万円を超えるような総額というのはなかなかないのに、ほかのところは500万円以下というのに。

ですから、外形的には確かに特定の業者に契約が件数的にも金額的にも偏っているというのは、外形的にはほぼ見えてきたと思っているんです。ただ、それが直ちに問題があるかどうかは、もっと深く掘り下げなきゃいけないとは思っています。

それと、最初は手続の問題だろうと。契約手続が厳格、適正、何回もチェックして行われていないというのが主な原因かなと私も思っていたんですけど、そこも既にいろいろ、申し訳ないですけど、ちょっとこの手続でいいのかというのは前回のあれでも出てきたんで、そこも考えなきゃいけないんですが、我々の共通認識は手続を超えて、今上がっている金額、契約の概要を見ても、あと詳細な資料を見ないと分かりませんが、そもそもこの金額でこの内容が適正かという

のも、もう既に調査対象というのが私、共通の認識だと思っとなんで、そこは手続とは別の問題で、手続がきちっとしていても、そこに疑念があれば、やっぱり我々が指摘せざるを得ない。

もうそこまで調査対象が広がっているというのが私の認識なんで、今、私が申し上げられるのはここまでなんですけど、これに関してむしろ意見があれば、私も副委員長として今後の方向性とかいろいろ考えなきゃいけないんで、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） いいと思います。

○副委員長（宗 裕君） 異論はないということですね。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） それと私のほうから1点、今回のこの調査委員会の名前にもなっています、特定業者との随意契約に関するということになっています。

今20番の業者に関しては、多分皆さん、同じ認識で、この特定業者というところというように認識で、今から調査をということで話はなっていると思うんですが、ほかのところ、例えば8番とか51番とか、そういうような業者については、そのような対象になるのかならないのかという部分を踏まえて、今後協議をしていかないといけない部分はあるのかなというふうに思います。

あくまでも業種ごとに見ても、業種ごとによっては、偏り過ぎていると、偏り過ぎていないとかいう部分は出てくるかも分かりません。だから、今の先入観だけではなくて、数字をしっかりと見ながら、しっかりと分析をしながら、対象になる案件、対象になる内容を調査をしていきたいなというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その他の項のほう、何かありますか。いいですか。なければこれで終わります。

あと一旦休憩をした後に事務打合せで、先ほどの資料請求で、こういうような資料とかいうので、細かくざくばらんに事務打合せをしたいと思いますんで、ここで一旦閉めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上をもちまして、第5回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時13分閉会
